

## 「流れ図」は自立活動の指導内容製造機だ！

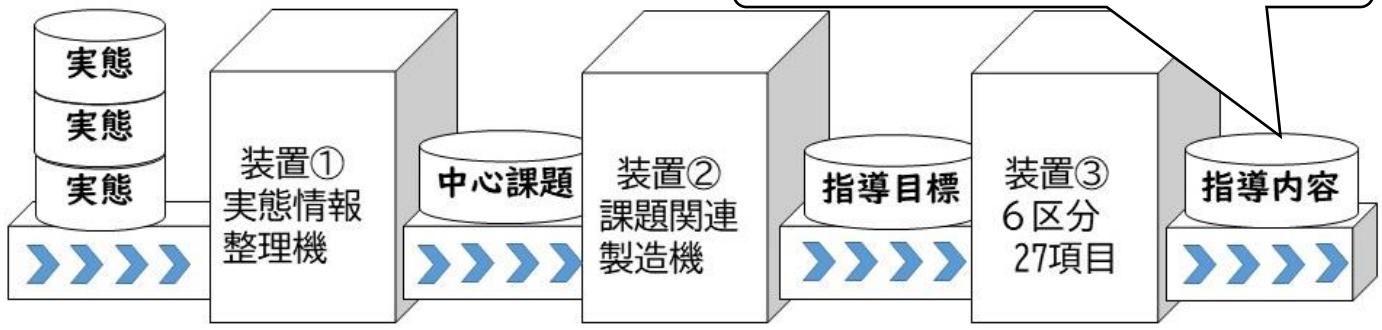
見るだけで気絶しそうな学習指導要領自立活動編の「流れ図」。そこはかとない「やらされている感」と壮絶な「めんどくささ」。学習指導要領をそっと閉じて空を見上げた人も少なくないと思います(笑)。「流れ図」という純粋な事務作業の純増。「これ以上の面倒くさい仕事は勘弁して！」と思っているそんなアナタに、ちょっとでもかみ砕いて、その意味付けとか、価値づけとか、重みとかが届いてモチベーションにつながれば…という思いが出発点の本号です。

さて、私の身の周りに限って言えば、特に知的障害特別支援学校での時間における個別の自立活動をすることは人員の関係や、カリキュラムの関係からも難しく、結局、最大公約数的な、クラス・グループ内の児童・生徒の課題の共通項を探つてのバランスボールや揺れ遊具、ソーシャルスキルトレーニングを集団で行ってしまっていることも少なくなかったように思います。そうなると、一人ひとりにとって必要な取り組みが細分化されて出てくる仕組みの「流れ図」は、余計に相容れないものとなってしまうので、「流れ図の活用の第一歩」は教育課程の見直しなのかもしれません…。

また、経験の浅い内は「何をすべき時間なのか？」がとにかく捉えにくい「自立活動」(まあ、生活単元学習もその類なんだけ…).学習指導要領を読んでみても、ICFから読み解くとか、合理的配慮が必要だと、障害者の権利獲得の歴史を紐解くといいとか、障害の自己理解が大切だと…聞けば聞くほど混乱と混沌。まさにカオス…で、何から手を付ければいいかわからない…って人は、迷わずに、目を見開いて「流れ図」を埋めていくと、自立活動の指導内容が出てきます(面倒くさくて、やらされている感じがするけれど!)。そうなんです。**実は「流れ図」は自立活動の『指導内容製造機』なんです。**

### 『流れ図』 - 自立活動指導内容製造機 -

※その子の課題や特性に応じた特別な指導内容



さて、さて、話を戻して「流れ図」を使うといったいどんないことがあるのか？

#### ・上記「装置①」

「流れ図」は自立活動の課題選定は一人で行うものではない(知ってました?)というスタンスの下に課題選定をチームで行う仕組みになっています(学習指導要領には『専門的な知識や技能のある教師が関与することが求められ…』と記載されている)。結果、経験の浅い担任の先生が一人で「自閉症のある子はコミュニケーション課題」「ダウン症のある子はからだの課題」といったように障害名のみに頼って特定の指導内容を出してしまが避けられます。また、児童生徒の全体像をとらえて整理することができ、〇年後というゴールから逆算して整理することも「流れ図」には既にフローチャートが入っているので、系統性も落とすことなく立案することができる仕組みになっています。

#### ・上記「装置②」

複数人数で網羅的に出した課題の関連が明らかにして、優先度の高い課題を突き止める仕組みになっています。

・上記「装置③」

指導目標が、6区分27項目のフィルターを通して指導内容に変換されていく仕組みになっています。

そんな感じです。面倒くさいけれど、流れ図を使おうが使わなかろうが、結局は同じ道を通らなければならい（丁寧にやるのであれば、同じ手順を通るはず！）…、そんな仕組みのものなのです（決して「流れ図」販売の回し者ではありません）。

## 装置③:6区分27項目とは何なのか？

普通の指導目標を、6区分27項目に照らし合わせるとまるで給食センターのパン製造機のように自立活動の指導内容

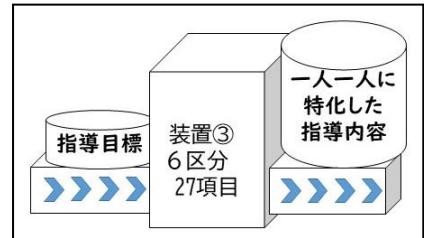
が出てくると。では、この魔法のような仕組みの6区分27項目とはいっていい何なのでしょうか？

むかーしむかし。昭和45年よりも前、特別支援学校の先生の先輩たちは障害のある子どもたちへの教育の在り方を、あーでもない、こーでもないと、試行錯誤を繰り返しながら取り組んでいました。その中では例えば、「1+1=2」を1年以上をかけながら教えるなど、「水増し教育」とも言われるような教育も、本当に行われていました。

様々な検討と糾余曲折を経て、障害のある子どもたちの成長の可能性を最大限に伸ばし、社会に適応していく資質を伸ばすためには、通常教育と同じ教科教育の指導内容だけではダメで、障害のある子ども用の、特別な指導（教育課程）が極めて大切であるとされました（これが昭和45年頃の話）。そして、その「特別な指導」の内容を作り出す観点（仕組み）として生み出されたのが現在の6区分27項目の大元でした。

例えば、指導要領自立活動編のP138から抜粋すると、課題の関連を見て、中心課題を突き止めた後に、指導目標を

「教師や友達からの助言を受けながら、落ち着いて順番を守ることができる」と立てた際に、6区分27項目に照らし合わせて、心理的な安定、人間関係の形成、コミュニケーションなどの区分の中の該当項目を関連付けると、



「状況に合わせながら友達に伝えたいことを絵カードから選択して伝えることができる」

といった、極めて大切といわれる、一人一人に応じた特別な指導内容が出てきます。

その後、6区分27項目の大元は、何度かの項目の見直しの後、

- ① 人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素
- ② 障害による学習上生活上の困難を改善・克服するために必要な要素

の下に、現在では6区分27項目に整理されています（自立活動編より抜粋）。そして、この6区分27項目を通して出てくる指導内容は学習指導要領の自立活動編のP13-17（ICFやら合理的配慮やら）を思考の補助線として考えると、

- ①' 「見る」とか「聴く」、「食べる」…など、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な指導内容
- ②' 自分の障害（社会参加に制約が出るくらいの）との上手な付き合い方や自己管理の仕方を学ぶ指導内容
- ②" 教科別の指導を下支えする指導内容

…というものとして出てくると考えられます。

—自立活動が「教科を下支えする」とはどういう意味合いなのか—

※ ②"の「教科を下支えする」という表記の表面上の意味合いだけが一人歩きしているキライもありますが、上記から考えると「教科を下支えする」自立活動の指導内容は、6区分27項目を通過した自立活動の指導内容が教科を下支えするということであり、例えば「テストで20点しか取れなかった子を70点に引き上げるために自立活動の時間に学習の補填をする」という意味合いでないということになります。